

利 用 者 の た め に

本書は平成17年度に実施した作物統計調査（指定統計第37号）及び特定作物統計調査（承認統計）のうち普通作物、飼料作物及び工芸農作物調査の結果を主体として編成し、さらに、累年統計及び関連統計についても収録したものである。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、作物の生産に関する実態を明らかにし、「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）に基づく食料・農業・農村基本計画において策定された食料自給率や生産努力目標の達成に向けた各種施策の推進、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）、「砂糖の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号）等に基づく行政価格等の算定、「農業災害補償法」（昭和22年法律第185号）等に基づく農業災害補償制度の適正な運営など、農業行政の推進に資する資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の根拠

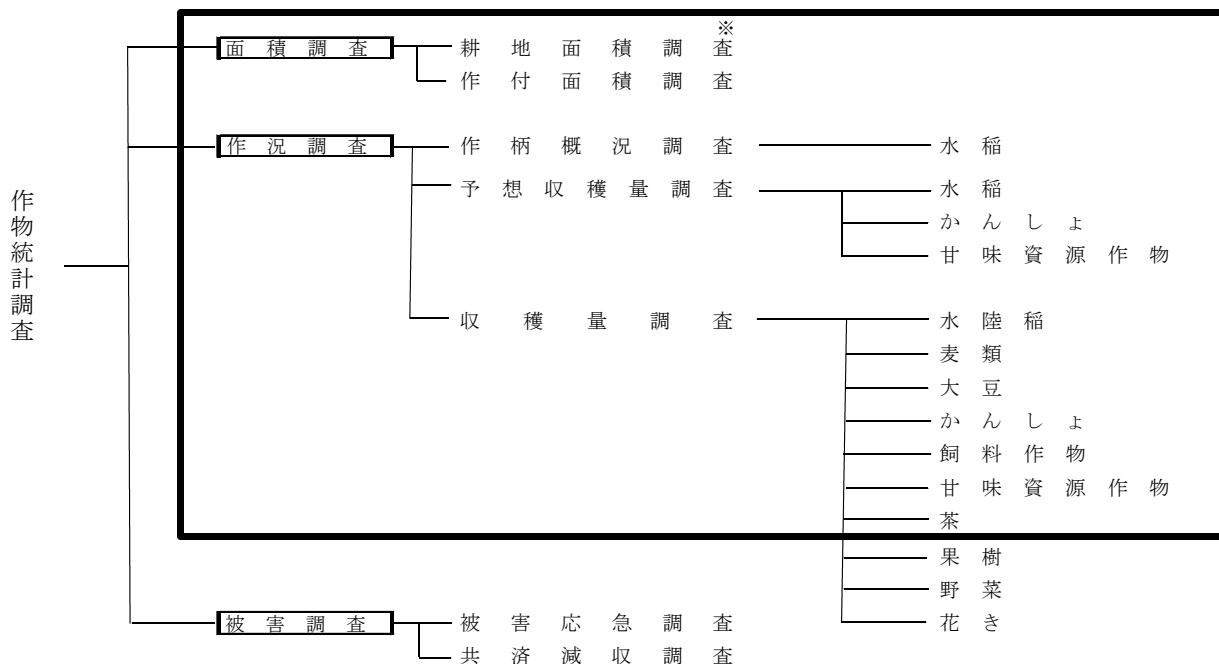
作物統計調査は、「統計法」（昭和22年法律第18号）に基づき定められた作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）による指定統計調査（指定統計第37号）として実施する。

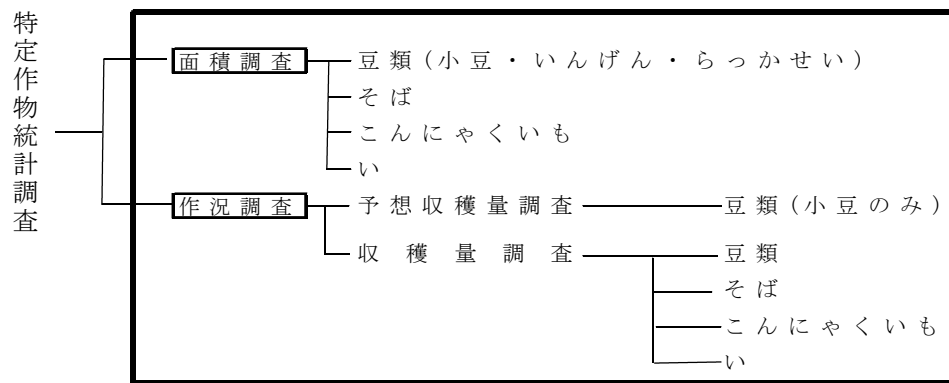
また、特定作物統計調査は、「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）第4条の規定に基づき総務大臣の承認を受けた統計報告として実施する。

(3) 調査の機関

調査は農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

(4) 調査の体系と編纂の範囲（太線部分が本書により編纂する範囲）





(5) 調査の対象

ア 作付面積調査

(ア) さとうきび及びてんさい

製糖会社及び製糖工場等を対象とする。

(イ) (ア)以外の作物

関係団体及び調査対象作物の栽培の用に供された全ての土地を対象とする。

イ 水稲作況調査

水稲が栽培されている土地を対象とする。

ウ 水稲以外の作況調査

(ア) さとうきび及びてんさい

製糖会社及び製糖工場等を対象とする。

(イ) (ア)以外の作物

関係団体及び調査対象作物の栽培された土地を対象とする。

(6) 調査期日

ア 作付面積調査

(ア) 麦類、れんげ、イタリアンライグラス

4月1日

(イ) 水稲、果樹、茶

7月15日

(ウ) かんしょ、豆類、てんさい

9月1日

(エ) 陸稲、そば、飼肥料作物、さとうきび、こんにゃく、い

収穫期

注：北海道の麦類、イタリアンライグラス、豆類については、7月1日調査

イ 水稲作況調査

(ア) 作柄概況調査

7月15日・8月15日現在及びもみ数確定期（9月15日現在）

(イ) 予想収穫量調査

10月15日現在

(ウ) 収穫量調査

収穫期

ウ 水稲以外の作況調査

収穫期

エ 被害面積及び被害量

農作物に被害発生後、損傷の見やすい時期

(7) 調査方法の概要

ア 作付面積調査

(ア) 水稲作付面積

耕地を約2ha（北海道は約10ha）の区画（「単位区」という。）に区切り、単位区全体（調査母集団）の中から抽出した「標本単位区」内の全てのほ場について職員の現地見積り調査（事前に単位区別に整理した区画別の面積を基準とする）によって全体の作付面積を推定した。

なお、実測調査の効率が悪い遠隔地、離島、市街地等については、巡回・見積り、関係機関からの情報収集、空中写真等の利用によって補完している。

(イ) さとうきび及びてんさいの作付（栽培）面積

製糖会社及び製糖工場等を調査客体として調査票を送付・回収する往復郵送調査を行い、さとうきびについては巡回・見積りにより補完している。

(ウ) (ア)及び(イ)以外の作物の作付（栽培）面積

関係団体に対する面接調査により行い、巡回・見積り、関係機関からの情報収集により補完している。

イ 水稲作況調査

都道府県ごとに以下の方法で調査を行った。

(ア) 作況標本筆の抽出

水田を含む単位区の全体（調査母集団）から、「標本単位区」を無作為に抽出した。さらに、抽出した標本単位区の中から作況標本筆（実測を行うほ場）を無作為に抽出した。

(イ) 実測

作況標本筆の対角線上の3カ所を調査カ所とし、玄米重量等の実測調査を行った。

(ウ) 10a当たり収量の推定

実測により得られた作況標本筆別の10a当たり収量を水稲作付面積により加重平均して全体の10a当たり収量を推定した。これを、有意に選定した代表的な作柄のほ場（作況基準筆）の実測結果及び特異な被害が発生した際に設置する被害調査筆の実測結果を基準とした巡回による作柄や被害の見積りによって補完した。

(エ) 収穫量

作況標本筆の刈取り調査結果から推定した10a当たり収量に作付面積を乗じて収穫量を求めた。

ウ 水稲以外の作況調査

(ア) さとうきび及びてんさい

製糖会社及び製糖工場等に対して、調査票を送付・回収する往復郵送調査による。

(イ) (ア)以外の作物

関係団体に対する面接調査及び作況基準筆調査結果に基づく巡回・見積りによる。

エ 気象データの収集

気象庁から気温、日照時間、降水量等の気象データを収集し、収穫量調査の基礎資料とした。

(8) 調査精度

ア 作付面積調査のうち、水稲作付面積の標本数及び調査結果（全国）の精度は次のとおりである。

区 分	標本数	標準誤差率 (%)
作 付 面 積	30,015	0.33

注：標準誤差率 (%) = 標準誤差 ÷ 推定値 × 100

イ 水稲作況調査における作況標本筆数及び調査結果（全国）の精度は次のとおりである。

区 分	作況標本筆数	標準誤差率 (%)
10a当たり玄米重	10,284	0.13

注：標準誤差率 (%) = 標準誤差 ÷ 推定値 × 100

(9) 統計の表章範囲

本書に掲載した統計の全国農業地域の区分とその範囲は次表のとおりである。

また、本書の累年統計表にあっては年次によりその表章範囲が相違する場合は、その旨を脚注に記載した。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東・東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

区 分	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属都道府県と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属都道府県と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属都道府県と同じ

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

ウ 北海道の区分とその範囲

区 分	地域名	区 域
札 幌	石 狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩支庁管内
	空 知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、空知支庁管内
	上 川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川支庁管内
	留 萌	留萌市、留萌支庁管内
函 館	渡 島	函館市、渡島支庁管内
	檜 山	檜山支庁管内
	後 志	小樽市、後志支庁管内
	胆 振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振支庁管内
帯 広	日 高	日高支庁管内
	十 勝	帯広市、十勝支庁管内
	釧 路	釧路市、釧路支庁管内
北 見	宗 谷	稚内市、宗谷支庁管内
	網 走	北見市、網走市、紋別市、網走支庁管内
	根 室	根室市、根室支庁管内

2 定義及び基準

作 付 面 積	水稻、麦など、は種又は植え付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物が生育している面積をいう。
---------	--

栽 培 面 積	果樹、茶など、1度のは種又は植え付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物が生育している面積をいう。																			
摘 採 面 積	茶栽培面積のうち、摘採した実面積である。																			
収 穫 面 積	こんにゃくいもにおいては、栽培面積のうち生子（種いも）として来年に植え付ける目的として収穫された面積を除いた面積をいう。 さとうきびにおいては、当年産の作型（夏植え、春植え、株出し）の合計面積のうち実際に収穫された面積をいう。																			
収 穫 量	収穫・収納（収穫後、保存または販売できる状態にして収納舎等に入れること）された一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいう。なお、収穫前における見込み量を予想収穫量という。																			
作 柄 表 示 地 帯	地域行政上必要な水稻の作柄を表示する区域として、都道府県を水稻の生産力（地域、気象、栽培品種等）により分割したものである。																			
年 産 区 分	収穫量の年産区分は原則として収穫した年（通常の収穫最盛期の属する年）であり、暦年をもって表す。よって、作業、販売などの都合により収穫が翌年に持ち越された場合も翌年産とせず、その年産として計上した。																			
10a 当 たり 収 量	実際に収穫された10a当たりの収穫量をいう（農家が収穫を放棄した場合は除く）。																			
10a 当 たり 平 年 収 量	作物の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移や被害の発生状況などを平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合いや作付変動等を考慮して、実収量のすう勢を基として作成したその年に予想される10a当たり収量をいう。																			
10a 当 たり 平 均 収 量	直近7ヵ年の実数値のうち最高・最低の各1年を除いた5ヵ年の平均値をいう。																			
作 況 指 数	作柄の良否を表す指標のことをいい、10a当たり平年収量に対する10a当たり収量（又は予想収量）の比率である。																			
10a 当 たり 平 均 収 量 対 比	10a当たり平均収量に対する10a当たり収量（又は予想収量）の比率である。																			
水 稻 の 二 期 作 栽 培	同一の田に年間に2回作付けする栽培方法をいい、第1回の作付けを第一期稲（一期作）、第2回の作付けを第二期稲（二期作）という。水稻の作付面積、収穫量は第一期稲・二期稲の合計である。																			
茶 期 区 分	茶期は各地方によって異なっており、さらに、その年の作柄や被害及び他の農作業等の関係も加わってこれを明確に区分することは困難であるため、各茶期の区分は通常その市町村の慣行による茶期区分によることとした。ただし、全国的茶期区分は、次の期日による区分を基準とした。																			
<table><tr><td>茶 期 名</td><td>区 分</td><td>茶 期 名</td><td>区 分</td></tr><tr><td>一 番 茶</td><td>3 月 10 日 ～ 5 月 31 日</td><td>冬 春 秋 番 茶</td><td rowspan="4">1 月 1 日 ～ 3 月 9 日 10 月 21 日 ～ 12 月 31 日</td></tr><tr><td>二 番 茶</td><td>6 月 1 日 ～ 7 月 31 日</td><td>冬 春 番 茶</td></tr><tr><td>三 番 茶</td><td>8 月 1 日 ～ 9 月 10 日</td><td>秋 冬 番 茶</td></tr><tr><td>四 番 茶</td><td>9 月 11 日 ～ 10 月 20 日</td><td></td></tr></table>				茶 期 名	区 分	茶 期 名	区 分	一 番 茶	3 月 10 日 ～ 5 月 31 日	冬 春 秋 番 茶	1 月 1 日 ～ 3 月 9 日 10 月 21 日 ～ 12 月 31 日	二 番 茶	6 月 1 日 ～ 7 月 31 日	冬 春 番 茶	三 番 茶	8 月 1 日 ～ 9 月 10 日	秋 冬 番 茶	四 番 茶	9 月 11 日 ～ 10 月 20 日	
茶 期 名	区 分	茶 期 名	区 分																	
一 番 茶	3 月 10 日 ～ 5 月 31 日	冬 春 秋 番 茶	1 月 1 日 ～ 3 月 9 日 10 月 21 日 ～ 12 月 31 日																	
二 番 茶	6 月 1 日 ～ 7 月 31 日	冬 春 番 茶																		
三 番 茶	8 月 1 日 ～ 9 月 10 日	秋 冬 番 茶																		
四 番 茶	9 月 11 日 ～ 10 月 20 日																			
なお、3月10日以降であっても整園の目的を兼ねて摘採し、荒茶に加工したものは冬春秋番茶に含めた。																				
さとうきび・春植え	（平成17年産の場合）平成17年2～4月に植付けて、平成17年12月から18年4月に収穫したもの。																			
さとうきび・夏植え	（ 〃 ）平成16年7～9月に植付けて、平成17年12月から18年4月に収穫したもの。																			
さとうきび・株出し	（ 〃 ）前年収穫した株から発芽させて、平成17年12月から18年4月に収穫したもの。																			
損 傷	気象的、生物的、その他何らかの原因が作用したために生じた作物体の異常な状態をいう。																			

被害	ほ場において、栽培を開始してから収納するまでの間に、気象的、生物的その他異常な環境などによって農作物に損傷を生じ、基準収量より減収した状態をいう。
基準収量	ある被害が発生したとき、その被害が発生しなかったと仮定した場合にとれうると見込まれる収量をいう。また、「被害なかりせば収量」という。
被害面積	農作物に損傷が生じ、基準収量より減収した面積で、総数の被害面積は、種類別の被害面積を合計した延べ面積をいう。
被害面積率	被害面積の作付面積に対する割合（百分率）をいう。
被害量	農作物に損傷を生じ、基準収量から減収した量をいう。
被害率	被害量の平年収量（その作物の作付面積 × 10a当たり平年収量）に対する割合（百分率）をいう。なお、麦類については、被害量の平均収量（作付面積×10a当たり平均収量）に対する割合（百分率）をいう。

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

本書に記載した統計数値は各表示単位（ha、t など）で、数値のけた数に応じて四捨五入した。したがって、各数値の積み上げ値と全国計あるいは合計と内訳が一致しない場合がある。

ただし、調査結果以外の関係資料の中には四捨五入しないものもある。

なお、四捨五入する数値のけた数基準は、次表のとおりである。

原 数		7けた以上 (100万)	6 けた (10万)	5 けた (1万)	4 けた (1 000)	3けた以下 (100)
四捨五入するけた (下から)		3 けた	2 けた		1 けた	四捨五入 しない
例	四捨五入する前 (原数)	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	四捨五入した数値 (統計数値)	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(2) 表中記号について

本書の統計表中に使用した符号は以下のとおりである。

〔－〕・・・・・・事実のないもの

〔…〕・・・・・・事実不詳又は調査を欠くもの

〔0〕・・・・・・単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

〔△〕・・・・・・減少したもの

〔x〕・・・・・・個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

4 本統計書についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 解析班

代表：03（3502）8111 内線 2822

直通：03（3501）4502